

経路検索ソフトウェア賃貸借及び保守サービス仕様書

京都市上下水道局総務部職員課

本仕様書は、京都市上下水道局総務部職員課（以下「当局」という。）で利用する経路検索システムに係るソフトウェア貸借及び保守サービスについて、必要な仕様を定めるものである。

1 貸借及び保守サービスの内容

- (1) 受託者は、経路検索システムに係るバージョンアッププログラムを当局に導入し、経路検索システムの使用に供する。
- (2) 受託者は、ソフトウェアの情報の更新時には、事前に当局へ連絡するとともに、速やかに更新用のプログラムを媒体（CD-ROM）によって当局に導入すること（各端末へのインストール作業は当局が実施する。）。
- (3) システムを常時正常に使用出来るようにするため、必要に応じて適切な使用方法の教示、アドバイス等を行うこと。

(ア) 対象品名及び数量 下表のとおり

| 品名 | 単位 | 数量 | 備考 |
|------------------|----|----|-----------------------------------|
| 駅すばあと スタンドアロン | 個 | 8 | 設置内訳：職員課＝8台 ディスク装置：CD-ROM ドライブ |

(イ) 設置場所 下表のとおり

| 設置場所 | 所在地 |
|--------|--------------------|
| 総務部職員課 | 京都市南区上鳥羽鉦立町1番地3 5F |

2 貸借及び保守サービス期間

契約期間は、契約日から令和9年3月31日までとする。

3 支払方法

一括での支払いとする。

4 提出書類

- (1) 完了届 2部
※紙媒体のみ
- (2) 請求書 1部
※当局の所定の様式（様式第4号）による
※紙媒体のみ
- (3) その他必要に応じて、当局が指示するもの

5 立入り及び秘密保持

- (1) 受託者は、契約期間中、当局の了解を得て、ソフトウェアを導入している場所へ立入ることができる。
- (2) 前項の立入り等により、受託者が知り得た当局の業務上の秘密及び資料は他に漏らしてはならない。本契約終了後及び解除後も同様とする。

6 その他

- (1) 本仕様書の内容等に関し疑義がある場合は、契約前に当局の説明を受けておくこと。
- (2) 契約決定後に生じた疑義又は本仕様書に定めのない詳細事項の取扱いは、原則として当局の解釈に従うこと。
- (3) 本仕様書に特段の記述がなくても、本業務の遂行に当たって必要な作業は、受託者の責任において実施すること。